

市	都	街	商	公
(1)	(2)	(2)	(3)	

住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業

1. 支援策の概要

基本計画等の対象地域における治水安全度の向上を図る上で必要で、かつ快適な居住空間の創出、良好な住宅・宅地の整備・保全に資する河川の整備に対して支援を行います。

2. 支援策の内容

(1) 事業主体

河川管理者

(2) 対象事業

基本計画等の対象地域における治水安全度の向上を図る上で必要で、かつ快適な居住空間の創出、良好な住宅・宅地の整備・保全に資する河川における改良工事であって、基本計画等又は当該計画の実現に寄与する治水施設等整備事業計画に位置付けられているものが対象となります。

3. 問合せ先

国土交通省河川局治水課

phone 03-5253-8111(内線 35-543) fax 03-5253-1604